

フランスの子育て在宅支援を担う人材とその育成

安發 明子

厚生労働省は報告書の中で、孤立して子育てしている家庭が多いなかで、子育て支援制度の利用は多くない実態を明らかにしている。6割の母親は「子どもを預かってくれる人はいない」と回答している一方で、養育支援訪問の実施件数は未就園児一人あたり年約0.1件、一時預かり利用は年約3日などサービスの利用は少ない（厚生労働省 2021）。そのようななか政府は、24年から子育て支援に家庭を訪れて家事や育児を支援するサービスも新設し市町村が担うことを発表している。しかし、子育て支援事業について「常勤または嘱託」など必ずしも専門性を要すると認識されていない表記であることが見受けられる。

フランスは合計特殊出生率が1.88（2018年）とEU加盟国の中で最も高く、先進国における「少子化対策の成功例」とみなされている（労働政策研究2020）。婚外子について日本は出生数の2%であるのに対しフランスは60%であり、女性が仕事と育児を両立させ経済的に自立していられる制度背景であることも窺える。また、2020年の日本の小中高生の自殺は499人であるのに対しフランスでは2021年の未成年の自殺は18人であった。子どもの数は日本の方が1.5倍であるが大きな差がある。日本もフランスも保健所、保育、福祉事務所、学校といった子どもをとりまく制度環境は同じである。違いは、それらのサービスや制度があるだけでなく、福祉や教育やケアを子どもの権利として、一人一人のもとに確実に届いていることを目的としている点である。子どもの権利が守られていることを保障する役割を専門職に担わせている。特に、支えが必要

な家庭について家庭内に入って支援することは、親子関係が悪化することに比べたら低コストであると考えられている。福祉事務所や保健所も在宅支援をおこなっているが、より家庭内での定期的な支援を必要とする場合を対象とした民間の在宅支援専門機関で働く専門職に注目する。

福祉とケアが行き届いていることを保障する専門職

在宅支援は社会福祉家族法で以下の4つからなると定められている（CASF L222-3条）。

- ①社会家庭専門員 TISF による支援。
- ④家庭経済ソーシャルワーカー CESF による家計管理支援。
- ②エドゥケーター *éducateur spécialisé* による教育的支援（Actions éducatives）
- ③経済的支援（給付金や臨時支援金の支給）

福祉系資格が13種類ある中で¹⁾パリ市最大の専門学校で取得できる国家資格は11種類ある。そのうち今回は在宅支援の中心的役割を担う社会家庭専門員とエドゥケーターを扱う。パリ市の専門学校での調査（2020年9月～2022年11月）と両専門職が在籍するパリ市最大の在宅教育支援機関での調査（2021年6月～2022年10月）をもとにしている。

予防を児童福祉の軸に定めたのは2007年の法律からであり、虐待という言葉はなく「心配」に置き換えた。子どもに接する全ての職業は継続的な研修を受け、子どもの心配なサイン（症状）に気づくことができなければならない。子どもは自分の権利を自分で守ることはできないので、全ての子どもの権利を保障する専門性が必要とされた。この機関は

1) <https://solidarites-sante.gouv.fr/metiers-et-concours/les-metiers-du-travail-social/article/les-diplomes-et-formations-du-travail-social>

パリ市と近郊県で900人の従業員で1万1000人の子どもを支援している。

専門職との関わりは妊娠初期から始まる。産科には必ず専属のソーシャルワーカーと心理士がおり、健康面だけでなく社会面心理面でも支援が必要か確認する「妊娠初期面談」が病院に義務づけられている。その後3歳の義務教育開始まで常に子どもたちは専門職の目が届くところで育つ。福祉を担う3分の2は民間機関であるが、保健所や学校など全員を対象とした公的機関のソーシャルワーカーが軸となり支援をコーディネートし、民間機関が専門性の高い福祉の実践という役割分担である。

全ての子育て家庭に関わる保健所や学校などの公的機関はそれぞれ在宅支援の仕組みを持っている。社会家庭専門員とエドゥケーターが対象とする家庭は、家族自身が希望するか、公的機関の専門職より定期的に家庭内で支える必要があると判断した場合²⁾である。状況が悪くなることを防ぐ「予防」を担う。

在宅支援には二段階あり、皆を対象としている「在宅支援」は問題がなくても利用でき、福祉事務所などのソーシャルワーカーがプレスク립ト（処方）する形で医師の処方する薬のように継続的に共に家庭を見守る。子どもの3.5%が5歳までに利用している。財源は健康保険の家族部門と傷病部門が主で、民間の在宅支援専門機関に所属する社会家庭専



図1：在宅教育支援機関と社会家庭専門員を軸とした連携体制（調査による一家庭の例をもとに筆者作成）

門員が担う。ソーシャルワーカーの一職種の国家資格である。中心的な民間機関は1865年より同じ活動をしてきている。社会家庭専門員は困りごとがなくても利用できるため、親か子どもに病気や障害がある場合や片親家庭や離別直後、親の失業中や学校に遅刻して来る傾向があり朝の準備に手助けが必要な場合などである。公的機関のソーシャルワーカーが家族に合う機関を選び継続して連携するため、民間機関同士の競争や専門性向上にもつながる。

次の段階は、公的機関において心配はあるが危険はないと判断された家庭を対象とした「在宅教育支援」である。未成年人口の1%がサポートを受けている。国家資格であるエドゥケーターが担い、家族のケアのコーディネーターとして学校や医療等各

フランス子育て支援の構造：在宅支援は第一次予防、第二次予防で利用されている

第一次予防 妊娠期～16歳 全ての子育てを専門職がサポートする。
産科、保健所、3ヶ月から保育、3歳からの義務教育それぞれに専門職が配置されている。
在宅支援 = 社会家庭専門員の定期的な派遣等
在宅支援のプレスク립ターは健康保険の家族と傷病部門、児童相談所、保健所等で連携し継続支援。

↓ 「心配がある」場合、家族の同意もしくは司法判断によって

第二次予防 誕生～21歳 未成年人口の1%が利用（同意あり、子ども専門裁判官命令）
在宅教育支援 = エドゥケーター + 社会家庭専門員

↓ 「危険がある」場合、子どもの状況が確認できない場合、予防的支援のいずれもが有効でなかった場合
95%が子ども専門裁判官による命令。

保護 未成年人口の1%
自宅措置(家庭にエドゥケーターが通う)、施設、グループホーム、里親等。
原則親子分離は短期のみ(半年、1年おきの裁判) 保護の55%は在宅教育支援経験あり

図2：子育て支援の構造（筆者作成）

2) 詳しくは安發明子、2022、フランスのソーシャルワーク第6回 フランスの在宅支援を中心とした子育て政策、『対人援助学マガジン』第51号 2022年12月。

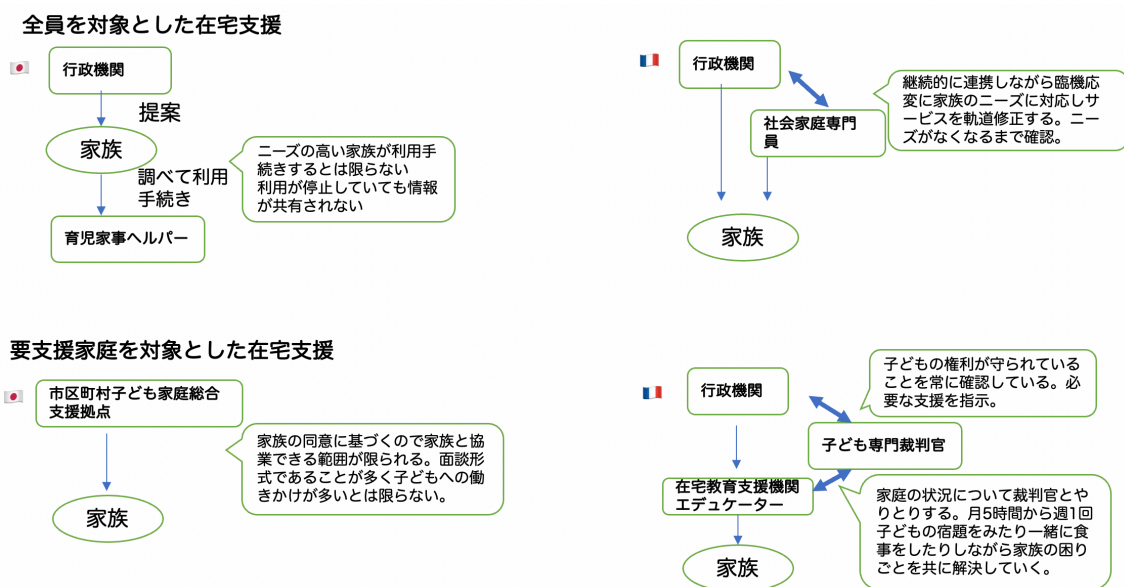


図3：在宅支援を担う機関と専門職の日仏比較（筆者作成）

注：日本は2つの県でのヒアリング調査と「令和5年度予算概算要求の概要」をもとに作成。全国で同一の運営方法とは限らない。

機関と連携する。エドゥケーターは学習の遅れや問題行動など学校が入り口になることが多く、県の児童保護予算が財源である。社会家庭専門員もエドゥケーターも、家族と決めた目的のために、毎月決められた時間数、教育や育児を家族とともにこなす。

在宅教育支援は県の児童保護予算から費用が支払われ、半年か1年更新である。連帯保健省の社会問題観察機関 IGAS の報告書によると、平均的な支援期間で計算すると在宅教育支援は子ども1人あたり約67万円必要であるのに対し、家庭の状況が悪化し施設や里親入所になると1人平均約2700万円と他に医療費などかかり、悪化した親子関係を経験した子どもの影響は先々まで続くことから、予防的な在宅支援の方が保護が必要になるのに対し9000分の1の予算で済むとしている（IGAS 2018）。一度悪化した親子関係を経験した子どもの4分の1は成人後も不安定で自立していないなど（ONED 2016）、子どもは好ましくない環境で育つ時間が長いほどリカバリーに時間がかかるとされているので、予防の時点で集中的にケアして保護の必要がないようにすることはコスト削減につながると考えられている。パリ市で調査した在宅支援機関にはエドゥケーターを中心に、ソーシャルワーカー、社会家庭専門員、

学習エドゥケーター、幼児エドゥケーター、心理士2人（週2日）、小児精神科医（週1日）、異文化メディエーター（週1日）がいて、チームで家族の支援に当たっていた。一般的には月5時間、多いときは毎週1回子どもに会い、宿題をみたり、一緒に出かけたりするなかで家族が必要とする支援を実現する。

いずれも国家資格であり、彼らは医師と同じように最新の技術や科学的知識のアップデートが求められている。医師に「先月まで耳鼻科にいたので外科はこれから勉強します」という状況を求めないのと同じように、福祉の専門職も専門性が求められている。子どもに関わる機関はいずれも多職種からなるチームを構成しているため「プロフェッショナル professionals」と総称する。「我々プロフェッショナルは子どものこの症状が心配です」と親に対して専門性のある視点であることを強調するシーンも見る。

養成課程——実践をもとにした学びの蓄積

日本の「在宅教育支援員」は役職名であり資格名ではなく、その分野の経験も豊富であるとは限らない。フランスの資格名は看護師や助産師と同じよう

に、職務内容に関わらずエドゥケーターや社会家庭専門員と名乗る。「エドゥケーター歴18年です」といった表現をし、子どもたちから「私のエドゥケーター」と呼ばれる。養成課程における特徴はいずれも現場をもとにした学びの蓄積であることである。

社会家庭専門員(TISF Technicien de l'Intervention Sociale et Familiale)は2年間の養成課程で理論950時間、実習1155時間である。家庭支援+家事支援+ソーシャルワークが役目である。分野は児童保護、母子保健、失業、高齢、障害、傷病で利用され、職務内容は日常生活の支援、教育、児童保護(予防、教育、支援)である。目的は社会的絆の構築や補修、社会挿入とされている。試験では適応能力、オーガナイゼーションと責任、関係性構築と維持のスキル、チームワークスキル、忍耐力と慎み深さ、対人距離調整能力、心理面のバランス、一般教養と表現力が求められる。950時間の理論では、対人援助計画の策定と進行管理(ニーズの判断)、連携(仲介、仲裁、協業)、日常生活の管理、日常生活の自立支援(衛生、安全)、家族の発展への貢献(親としての実践の発展、家族の変化を支える、良い扱いを増やし悪い扱いを減らす)、社会挿入支援(家族のニーズを満たすことができるサービスとの連携)を主に学ぶ。その後のキャリアとしてもエドゥケーターや保育エドゥケーターを志す場合は養成内容を2/3に軽減される。子育て支援分野では一番最初に利用が勧められるサービスである。2017年の新規国家資格合格者数は420人である。

エドゥケーター(éducateur spécialisé)は3年間の養成課程、うち理論1450時間、実習2100時間(4カ所)である。児童保護分野、不適応を起こしている子どもやティーンエイジャーの教育、障害、社会的精神的困難を抱えている成人の自立支援を学ぶ。例えば親子の生活支援施設、障害のある子どもの施設、依存症を抱えた母親の支援を経験すれば、卒業時にはいくつか強みができている。エドゥケーター養成課程の指導教官は「3年間で目標としていることは、どのような状況に直面したとしても受け入れ応じられる能力、批判的な精神を持った市民としての姿勢、話し合いができ議論ができる力と開かれた

精神、自分のする実践に自信を持てること」であると言う。9月に入学すると10月までに1年間の実習雇用主を見つけられなければ学習を継続できない。10月からは一週間現場実習、一週間学校という形で現場の体験をもとに理論的理解を深め学習を重ねる。優等生コースは複数の事業がある機関で職員契約を結び、給料を得ながら3年間の学びを終え、そのまま同じ機関で働くという契約をとりつける。実習生としての一年契約であっても給料は支払われる。契約を取り付けられなければ学ぶことができず、また、様々な現場で一年ずつ働いて単位を認められなければ卒業できないので、国家資格を得た折にはどのような仕事がしたいか明確な形で職業生活をスタートさせ、即戦力として働き始めることができる。

エドゥケーター養成コース責任者を務めたラベルは、高校までと違い、実習先で起きた出来事について分析に活かせる理論を見つけだせるとは限らず、教育的支援とは何かについて包括的に扱う参考理論一覧も構築されておらず、生徒から「自ら学ぶ者」への姿勢の転換が求められると言う。学生は「人間として豊かになる」「さまざまな考え方があることに目が開かれる」「自分はどのようなエドゥケーターになりたいのかということについて集中して取り組む時間」と表現しているとする。学生はエドゥケーター出身の教師陣から、分析し、議論し、意味づけを試みるという素質を習得し、エドゥケーターとしての姿勢を内面化していく(Labelle 2022)。エラスムス制度は全ての職業訓練において利用できるが、実習の一つを他国でおこなうもので、生活費が国から支給される。そのため、現場には海外での職業経験がある人や、海外からの実習生もおり、職業に就いてからも旅行をするように海外に視察や継続研修に行き見識を広める習慣がある。行き来が多いゆえ、フランスの福祉に満足する声を聞くことはなく「ベルギーにできることがフランスではできていない」などといった不満が多い。

保健省の報告書によると、全国85ヶ所の養成課程から2017年には4110人が国家資格に合格しており、合格率は84%である。エドゥケーターは5年前に比べ入学者が5%減り、国家資格取得者は

10%減っているのに対し、2年で取得でき児童保護分野で採用のある教育指導員資格は受験者数が増えている。それでも、エデュケーターの入学の際の倍率はいまだ6倍ほどである。国家資格取得者のうち25%は他の資格で就職し実務に就きながらエデュケーター資格を取得している（VAE）。これまでエデュケーター養成は専門学校が主だったが、現在では大学の教育学部で教職課程をとるように入学者も、専門学校と行き来しながらとる選択肢が出てきている。養成課程入学の平均年齢は23歳と他の福祉系資格の平均31歳より若い、それでもある程度の社会経験を経てきていることが多い。福祉系資格全体では最初の資格取得である割合が3割と他の資格を既に得ていることが多いなか、エデュケーターは半数が最初の資格として入学している。学生の8割が女性であり、福祉系資格の中では割合がこれでも低いほうである。受験資格は高校卒業資格を有していることで（高校卒業資格の合格率は2020年91%）、68%が高卒で、23%は大学に2年以上通っている。高卒のうち半数が普通科出身、3割が技術科出身、残りが職業科出身である。学費は収入があって年間約2万円であるが、7割は生活費として返済不要の県の奨学金を受けている。新規入学者のうち7割が学生の身分であるが、5%は正社員として雇用されており、7%は見習いの契約があり、24%は求職手当を受けている。エデュケーター資格は一般の人口と比較しても、他の福祉系資格と比較しても、社会的地位の高い家庭出身の学生が多い。管理職の父を持つ割合は一般の人口で17%であるのに対し、エデュケーター課程に在籍する学生は22%、福祉管理職資格課程は23%、高卒程度の福祉系資格課程の学生は14%である。エデュケーター資格を取得できる専門学校85箇所は地理的に偏りがあり、4割もの学生が養成校入学のために県をまたいだ移動をしている（Drees 2019）。ちなみにソーシャルワーカー（assistant de service sociale）も3年間の養成課程、うち理論1749時間、実習1820時間であり、エデュケーターと同じように現場実習に重きを置いた学びをする。

パリ市の調査先専門学校ではエデュケーターは毎

年160人入学するのに対し、800人応募があり面接で選抜する。11資格合わせて学生2600人、職員は130人、外部講師3900人、1年に学生を送る実習先は1900ヶ所にのぼる。専門学校の年収は14億円である。管理職資格の他、修士と博士課程の指導もしている。以前は筆記に面接、グループワークで人となりを見て採用できたが、今は全大学専門学校共通ソフトウェア導入により高校卒業資格の成績順で面接に呼ぶので、資質に合わせた採用とは限らないことが残念であると教師は言う。実際に中途離脱も増えている。

福祉の仕事は国の役割の一部を担うものであると認識されており、特に地方では民間であっても地方公務員のように人気があり、また看護師のようにどこに住んでも仕事があり、独立も可能な職種である。しかし給料は長年上昇しておらず、特に家賃の高いパリにおいて人材確保が困難になっている。給料は初任給で手取り20万円、定年前まで管理職につかないと30万円が平均である。

エデュケーターの起源は古代ギリシャとされており、人徳のある奴隷が選ばれ、家の中と社会をつなげる役割を果たした。富裕層の子どもと一緒に学校に行き一緒に勉強し、競技場に連れて行き、市民社会の一員に育て、子どもと若者の身体的精神的な成長を支え、市民の一人として生きていくために必要なことを教える役割が期待されていた（Verhassel 2014）。フランスで職業として存在するのは1941年からであり、目的は、教師、矯正教育、監視とは別の教育的ニーズに応えるためであった。児童保護の最初の法律は1889年だが、資格や養成課程が整備されていなかったため他の職業に就く人たちがボーイスカウトのようにボランティアとして「社会的教育チーム」という名称で活動していた。終戦前までの養成課程では医療的社会的支援、監視教育、児童保護、保健を学んでいたが、戦後の混乱期にエデュケーターのニーズが高まり「困難を抱えた子ども」「不適応をきたしている子ども」の対応をするために警察未成年保護班主導で、小児精神科医によって養成内容が整備された。1943年に公的資格として認定され（養成はANEJIという機関が中心）、この頃

より、一週間現地、一週間座学の形で「知識、実践知、生き方と生きる姿勢」を同時に学ぶことが重視されるようになり、1950年に現在のスタイルである3年の養成課程で現場と座学が半々と規定された。1967年に国家資格化され、この時に児童保護から内容が広げられ「知的障害、身体障害、行動トラブル、社会的困難」が養成課程の項目に加えられた(Dréano 2015)。予防分野の花形である事務所を持たず若者への声かけにより支援をおこなう路上エデュケーターは戦後の浮浪児を大人たちが仕事帰りに連れて帰り寝泊まりさせ、地域の商店に仕事を探し与えるという活動が認められて制度化したものだ。子ども専門裁判官や小児精神科医が「自由の中でこそ若者は自由についてより良く学ぶことができる」とし、施設や病院や少年院を必要とする若者を減らす取り組みとして政府に全国的な運用を促した。市民がボランティアとして活動を始め、国が福祉として担うことになったときに現場にいる団体に活動を委託するというフランスの福祉の典型的な流れである(Peyre 2006)。施設に隔離するのではなく、地域内で暮らしを作ろうとした。



写真：パリ市路上エデュケーター（筆者撮影）

ポストごと採用の上に積み重ねていく専門性

専門性を高め続けられる土台となっているのはポストごと採用である。日本のように組織の一員として雇われ職務遂行を期待するのではなく、ポストに必要なとされる技術や専門性を求める。年度始めの一斉採用という習慣はなく、何人もの上司に会いに行き、どの上司のもとで働きたいかをもとに就職先を

決める。自分が希望しない限り異動はない。ある管理職は「労働ではなく職業(métier)である以上『ケースバイケースです』といった表現は許されない。どのような専門知識でその職務にあたっているのか説明できなければならない」と言う。

異動がない中で自分の磨いていきたい専門性を研ぎ澄ませていく。そもそも全ての労働者が年間258日勤務、週35時間労働と定められている。仕事を週4日にまとめて大学院や専門学校に通う人もいる。258日を1日でも超えて勤務すると割高の給料を支払わないとにならないこともあり有給休暇32日は全消化である。また、全労働者の3割はフルタイムではない働き方を選んでおり、就労時間を7割や5割に抑えるといった選択ができる。調査先在宅教育支援機関も1チーム10人のうちフルタイムは4人のみであった。残りの時間はフリーランスのスーパーバイザーとして他機関をまわっていたり、家族カウンセリングの個人事務所を設立し、週2日はそこで児童相談所から特に家庭内葛藤の多い家族を紹介され対応したりしていた。二つの仕事を持つことでそれぞれの仕事をより豊かにすることができると言う。無給やサバティカル休暇をとることもある。

職場が提案する職務に関する研修とは別に、能力開発計画(Plan de développement des compétences)という国の定めた枠組みと、CPFという全ての労働者に年間20時間の研修の権利がある。労働時間内におこなう権利があり、内容は労働者が選び、費用は前者は雇用主、後者は国が負担する。CPFは120時間まで繰り越せるので、丸1ヶ月休んで学ぶ時間に充てる人もいる。例えばあるエデュケーターは能力開発計画で4年間かかる家族セラピストの資格と、2年間の管理職資格(CAFERUIS)を取得し、その後は家族面談技術や、職務に関係の深いテーマを扱った学会に同じ枠組みを利用し参加している。研修が専門性の向上、同僚との差別化、キャリアの積み重ねと将来展望に生かされていることがわかる。

研修は研修専門機関がおこない、講師は専属ではなく第一線で活躍する人が多い。専門職にとって研修専門機関の講師を務めることはその分野の専門と

して認められたことを意味し、荣誉である。エデュケーターに人気の研修はシステムアプローチ、家族セラピー、父母間葛藤と子どものケア等である。管理職や機関責任者になるにも、専門学校に通い資格をとる。資格を得ると、20代でこれまで携わってこなかった機関でも、管理職や責任者として就職できる。研修を積み重ねる中で職種を変えることもある。調査先では文化メディエーター資格で、外国出身家庭と専門職をつなぐ仕事をしていた人が弁護士資格をとり職種を変更した。係長課長になると修士を3つまたは博士を持っている人にも多く出会う。魅力的な職業であるためにはキャリア展望は重要である。医師が学会で発表をしてその分野で著名になっていくように、フランスの福祉職は科学的実践者であり、それぞれ自らのキャリア展望を育てている。

専門職にも利用者にも信頼される組織

ポストごと採用によって業務内容が適正化される。「100 ケースも担当していて手が回らない」という状況が起きるのは、仕事を選べず耐えてこなす人が出る仕組みであることが原因である。パリ市児

童相談所はワーカー1人で子ども23人を担当し、3000人弱の職員が8782人の21歳未満の若者を支えているが人材不足が続き、2019年に115人ポストを増やすことで職員の負担を減らそうとした。人気のない職場は魅力的な改革をしないと良い上司が来ず、良い専門職が集まらない。

調査先の在宅教育支援機関では1人26人の子どもを担当し、複雑なケースは複数の担当がつく。職員は「私がここにいるのは、いい仕事をしている職場だから」と言いきる。したい人が望んで仕事をしている、より良い仕事ができるように継続的な努力ができていると自負できることは利用者のために重要な点であろう。異動のない仕組みはかえって専門職の実力が問われる。良い対応ができないと連携機関に批判されたり選ばれなくなったり、続けられない事態になるので、人材が適材適所におさまる結果になるとフランスでは考えられている。他機関との競争原理も働く。子ども専門裁判官が支援を受けている全ての子どもと直接話し、子どもの権利が守られているか、子どもの状況が改善しているかを確認しているので、うまくいかない場合は他に4つある在宅教育支援機関や他の支援方法に委託先が変更になることもある。

	誰が選ぶ	費用	就業時間内	頻度
能力発展計画	従業員	機関ごとに予算あり	○	個人研修は年2-4日、グループは制限なし、個人の資格取得は年単位で可
学会、大会参加	従業員	機関ごとに予算あり	○就業時間外であっても就業時間としてカウント	1人年1-3日
機関企画のグループ研修	機関が企画し提案するグループ研修	国から資金、予算あり	○	毎年カタログの中から席があれば希望するだけ選べる(例:年10回)
国の「個人研修アカウント」	従業員が国のリストから選び職務と関連がなくて良い	国と雇用主が負担	○就業時間外であっても就業時間としてカウント	年20時間、120時間まで蓄積できる

図4：パリ児童相談所、在宅教育支援機関での調査をもとに安發作成。

子どもの中には「赤ちゃんのときから成人するまで同じエデュケーターに『社会的父』のように支えてもらった、いつもその人が迎えに来るから家出や悪いことをしなくなった」という声がある一方で、上司が転職するときは部下の多くもついていくので「担当エデュケーターがいなくなると聞き、泣いた。次の担当者とやり直す心の準備がまだできない」という声もあった。関係性の断絶や連携機関との協業を一時停止させる弊害もある。転職をしても元の職場に戻れる契約があるため、特に求人が多いパリでは人の出入りは多い。公務員が専門性の高い民間機関に働きに来たり、民間から公務員の管理職に移ることもある。

管理職に求められる役割は、質の保証、チームが有効に動くことの保証、そしてそれぞれのメンバーが必要に応じた継続的な研修を毎年受けられることの保証である。ケース会議に向け研究論文を配って議論する機会を設ける、外部の専門家を呼んでくる、筆者のような研究者を招き調査フィールドを提供する代わりにフィードバックを求めることもする。日常的には難しい面接をリードしたり、対応が難しい親に担当の代わりに電話をして技術をチームに伝授していく姿をよく目にする。ケース検討に外部の専門家を呼ぶことは実践分析GAP(Le groupe d'analyse de la pratique)と言う。また、2週に1回外部の心理士を招き、管理職のいない場で職員たちが仕事上の難しさや心理的負担に感じていることなどを話す機会を設けることもされている。

ある管理職は言う「私の心の中にはいつも3人の上司がいる。一人は私が10年一緒に働いた上司、常に家族に敬意を払い、誰に対してもどんな場面でも温かい眼差しで接し、建設的な意見交換を実現し、家族から信頼され、私たち部下の様子を注意深く見守り、思考を深め視野を広げる助言をしてくれた。目を閉じると3人の上司がいるから、私ももっといい仕事がしたいと思える」。「あの人はどんな場面でも極めて的確な表現で家族に話し家族と関係性を築くことができる」といった話を度々聞くのは職人技のようでもある。自分の人生を自在に描き自信を持って仕事ができること、モデルになる先輩の姿

がいくつもあることも職業が魅力的であるために重要なことであろう。「情熱の継承」をするのが管理職、と言う人もいた。

社会を動かすクリエイティビティが求められている

専門性を築いていくことができる体制であるため「福祉を自分たちが実現していく」という意識や批判精神は強い。ソーシャルワークは社会を変革させ発展させ、社会内の人々が団結することを目指す社会福祉家族法(CASF D.142-1-1)で定められている。そのため就労契約書には個人のみならず集団への働きかけも職務として記載され、ソーシャルワーカー自身が新しい福祉を企画実現する必要がある。なので、それぞれ取り組んでいる企画があり、クリエイティビティが求められている。利用者と一緒に福祉を作るということも同じ法律で定められている。例えば、母子家庭の利用者が多い専門職は、担当する母たちに関心がある習い事を聞き出し地域のカフェでおこなえるようオーガナイズし、そこに専門職も参加してさらにニーズを汲み取っていた。画期的な支援プログラムを企画実現した経歴はキャリア上の評価になる。例えばインターネット上にエデュケーターを配置し子どもたちに声をかけたり相談にのる「ネットエデュケーター」も一つの健康保険のソーシャルワーカーチームが企画し始めたものが国に認められ全国で実施されるに至っている。

制度の不足に意識的であることが求められている。それは、悩みは制度的なもの、政治的なものであり、自身の能力不足が原因ではないためだ。定期的に仕事上の困難について距離を置いて捉え直し、職業の向上について話し合えるように、同業団体は集まりを開き、自分の職場以外の人と意見交換できるようにしている。



写真：初対面の地域の近い同業が丸一日集まり、ゲームを通して日頃の仕事上の悩みについて解決を目指し、広く福祉の発展について話し合う（筆者撮影）

職業の社会的意義を主張するためにも専門職の厚みがものをいう。エドゥケーター出身の研究者、ジャーナリスト、漫画家、映画監督、そのようなクリエイティブな広がりがあるからこそ、さまざまな手段でエドゥケーターの仕事の価値を広く伝える結果になっている。

業界ごとの集まりは複数あるのだが、例えば在宅教育支援の全国会議CNAEMOは隔月で地域ごとに集会を開催、年に一回全国会議が開催される。全国会議は1200人の在宅教育支援専門職が集まるのだが、3日に渡り研究者が発表する中には元エドゥケーターも複数いる。政府に対し提言も度々おこなっている。専門職が定期的に研究に触れながら職務についている点、職業と福祉の向上のために団結し動く機会を作っている点が注目値する。もちろん職務時間内にこれらのことはおこなわれている。

CIFREという制度も公的・民間福祉機関での年間1400人の研究者の雇用につながっている。研究課題は現場が公募し、研究者と話し合っ内容をつめ、国から研究者の給料が支払われる。日本は研究者が研究テーマを提案するが、フランスは現場が現場に必要な課題を提案する。例えば「在宅教育支援と路上エドゥケーターのより良い連携のあり方」についての研究などであり、調査に行くとケース会議に心理学、脳科学、法律学、社会学と多くの分野の研究者が同席していることがある。現場にとっては抱えている課題について研究の協力を得ることがで

き、常に複数の視点にさらされる中でより良い福祉のあり方を追及する機会になり、自分たちのしている仕事の科学的実証が得られロビー活動に利用できる可能性があり、学術的知識の蓄積にも貢献できる。

学校教育と職業のつながり

フランスにおいては13歳で全ての生徒が1週間フルタイムの職業実習を自分で探す経験をしており、その後も実習を繰り返す機会がある。3歳から義務教育で落第飛び級制度があり、中学卒業時に全国共通中学卒業試験があるが、合格率は普通科コースで89%、専門コースは76%である。自分がしたい職業と勉強をつなげて考える機会が中学時代からある。高校の職業科も300種類コースがあり、4つの職場で合計12週間の実習で合格を得る必要がある。現場で評価され資格を得て学校を卒業する。16歳以上は実習費用が職場から支払われる。入学金制度などはないので、年度の途中でもコース変更をすることができる。フランスは高校を卒業することよりも、それぞれが自分が認められる適した道を見つけることを重視した教育であると言える。イキガイという日本語が使われているが日本とは意味合いが違う。それは「世界の中で求められていること、自分がうまくできること、自分がしたいこと、給料が得られることの交わる活動」を見つけることを指す。市民社会を支える個としての考えが表れている。義務教育は、16歳まで教育を受けられる権利や義務ではなく、義務教育終了時に一定の学力や職業能力を身につけていることを目的としている。

日本での福祉の発展のために

フランスの福祉の現場は女性が多い。歴史的に富裕層の女性がボランティアや看護師としてソーシャルワークを始めたといった背景もあるが、女性がキャリアを築くことができる環境があったことも理由として大きい。健康保険、母子保健、児童保護分野の管理職は女性の方が男性より多く「戦後女性た

ちが福祉制度を築いてきた」という説明がされる。1927年生まれ的女性裁判官であり保健大臣を務め、初の女性欧州議会議長を務めたシモン・ヴェイユも、中絶を女性のケアの機会とする法律を作ったのみならず、1970年に市民法から父権を削除し親権に置き換えることで夫婦を平等であるとし、保育を全ての方が給料の一定割合で利用できるよう整備し（現在は1割）保育士を職業として確立させた。

エドゥケーター養成に携わるラベル氏は言う「調子のいい人の方が家族を作ることが多い、調子のいい人は連帯の精神が育っていることが多い。調子のいい人を世の中に増やすことがソーシャルワーカーの仕事。少子化対策にもなるのではないだろうか」。在宅教育支援を受けている5歳の女の子はいつもブレイモビルを4体持ち歩いていた。それは自分とママとエドゥケーター2人だった。配置転換でたまたまその仕事を担う大人を家族は信用するだろうか。確かな専門性があり、一緒にたくさんの時間を過ごし頼る機会を重ねてやっと、本当に大事なことを話し合えるようになるものである。

【引用文献】

安發明子、2022、フランスの在宅支援を中心とした子育て政策、『対人援助学マガジン』51号。

厚生労働省、2021、子育て世代にかかる家庭への支援に関する調査研究報告書。

Dréano, Guy, 2015, Guide de l'éducation spécialisée, Dunod.

DREES, 2019, Etudes & Résultats, No.1104.

IGAS 2018 Evaluation de la politique de prévention en protection de l'enfance.

Labelle Alexandre, 2022, La formation d'éducateur spécialisé : une transition du métier d'élève vers le programme institutionnel individuel.

ONED, 2016, The Saint-Ex Study.

Peyre Vincent, Tétard Françoise, 2006, Des éducateurs dans la rue.

Verhassel Alexis, Khalifa Pauline, 2014, De la pédagogie et de l'éducation en Grèce au IV siècle avant JC.

(あわあきこ／在仏社会保障・社会福祉研究者)